

- 中期目標管理型の法人とする。
- 相模原研修施設の再開については、施設の利用見込み、長期を含めたコスト等を総合的に勘案した上で、平成26年夏までに結論を得る。

	独立行政法人(閣議決定で示されている独立行政法人の分類)※1		(参考)「特別の機関」として国へ移行 ※2
	中期目標管理型の法人	単年度管理型の法人	
概要	<ul style="list-style-type: none">・ 国民向けサービス等の業務の質の向上を図ることが目的・ 中期目標管理により<u>高い自主性・自律性</u>を発揮しつつ事務・事業を行う・ 役職員の身分は非公務員	<ul style="list-style-type: none">・ 国と密接に関連した事務・事業の<u>確実・正確な執行</u>が目的・ 国の単年度予算管理と合わせた単年度の目標管理により事務・事業を行う・ 役職員の身分は公務員	<ul style="list-style-type: none">・ 独立性を法的に担保した「特別の機関」として、国(消費者庁)に置く。
その他	<ul style="list-style-type: none">・ 主務大臣の下で政策のPDCAサイクルを強化(主務大臣が中期目標設定を具体的に行うとともに、毎年度、適正かつ厳正に業績評価を実施)	<ul style="list-style-type: none">・ 主務大臣の下で政策のPDCAサイクルを強化(主務大臣が毎年度、法人に対して目標を指示するとともに業績評価を実施)	<ul style="list-style-type: none">・ 国の組織のうち、内部部局・審議会等、施設等機関のいずれにも分類されないもの。 (例:警察庁、国土地理院)・ 人事権や指揮監督権の独立性を法的に担保している「特別の機関」の例がある。

※1独立行政法人の分類としてはこの他に、研究開発型の法人(中長期的な目標管理により研究開発に係る事務・事業を行う法人)が示されている。

※2「国民生活センターの国への移行を踏まえて消費者行政の体制の在り方に関する検討会」報告書(平成24年8月22日)

<今後の予定>

- ・独立行政法人通則法改正など制度面での措置は平成27年4月実施を目指す

出典:「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)に基づき作成